

令和元年 10 月 21 日
ヒアリ対策関係閣僚会議申合せ

東京港青海ふ頭におけるヒアリ確認を受けた緊急対応について

ヒアリ対策については、平成 29 年 6 月の国内初確認、同年 7 月の関係閣僚会議も踏まえた関係省庁の連携により、水際での防除に取り組んできた。その結果、これまで 40 例以上の確認事例があったが、発見個体の殺虫処理と確認地点周辺地域における調査実施等により、国内定着を防いできたところである。

しかし、本年 9~10 月に東京港青海ふ頭において確認された巣からは、50 個体以上の有翅女王アリが確認されたことから、専門家より、

- ・繁殖可能な女王アリが飛び立ち、他の場所に広がった可能性が高い
- ・速やかに徹底した周辺調査及び防除を行わなければ、定着が危惧されることが指摘されている。

こうした状況を受け、これまでの調査・防除体制を更に強化して、政府一丸となつて当該港湾周辺における徹底した調査と確実な防除を行うほか、本件を受けて全国的な取組状況についても再度確認、徹底を図る（別紙「具体的な取組」参照）ことにより、国内での定着を阻止するものとする。

緊急対応の具体的な取組

【青海ふ頭及びその周辺における取組】

○調査及び防除の徹底

- ・有翅女王アリが確認された青海ふ頭コンテナヤード（47ha）においては、一般の立入りが禁止されたエリアであることから、防除を最優先させ、延べ100名程度の人員を投入し、巣全体に作用する殺虫餌を面的（5～10m間隔）かつ長期間（隔週3ヶ月以上）散布とともに、並行して防除の効果を確認する調査を実施。（環境省）
- ・周辺調査（公園、道路等）の調査方法を、目視中心から誘引剤（殺虫成分を含まない）を活用した方法に見直すとともに、緑地帯等の未舗装地の中にもこれまで未調査の地点がないかどうか洗い出し、東京都等と連携して調査を実施。（環境省）
また、これまで主に調査対象としていた公有地に加えて、民有地についても、その所有者や管理者に対して、東京都等と連携して調査への協力を依頼し、調査・防除を実施。（環境省）
- ・周辺調査の実施範囲について、従来の目安としている半径2kmにとらわれず、拡散・定着リスクについて専門家の意見を聞きながらより広域に調査を実施。（環境省）
- ・東京都（港湾管理者）及び東京港埠頭株式会社に対し、ヒアリの調査・防除作業に関して十分な時間確保等が行われるよう早急な協力を要請。（国土交通省（10月17日に実施済））
- ・東京都（港湾管理者）に対して、コンテナヤードにおける舗装の適切な修繕や点検、コンテナヤード周辺の土砂等の撤去に関する依頼を再度周知徹底。（国土交通省（10月17日に実施済））

○正確な情報発信

- ・周辺の施設に対する注意喚起を行うとともに、今冬には港湾管理者等を対象とした講習会を開催。ヒアリと疑われるアリを発見した場合の行政への連絡や防除への協力が確実に行われるよう、東京都等と連携して改めて徹底。（環境省、国土交通省）
- ・東京都内の学校、幼稚園、保育園等に対し注意喚起を改めて実施。（文部科学省、厚生労働省、内閣府）
- ・東京都内の医療施設、消防本部に本事案についての情報提供と、ヒアリに刺された場合の留意事項を改めて周知。（厚生労働省、消防庁）
- ・東京都等と連携して適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、冷静な対処を求める。（全省庁）

【全国の港湾、空港等における取組】

○調査及び防除の徹底

- ・全国の 65 港湾における従来の調査実施状況を点検。追加調査や薬剤散布による防除が必要な場合には 11 月までに実施。(環境省)
- ・全国の 65 港湾の港湾管理者、港湾運送事業者等に対し、今後、実施されるヒアリの調査、防除作業等に対して十分な時間確保等が行われるよう早急な協力を要請。(国土交通省(10 月 17 日に実施済))
- ・ヒアリ等の生息地及び生息が疑われる地域からの輸入コンテナ貨物の荷主等に対して、関係団体等を通じて、ヒアリの混入防止及びヒアリと疑われるアリを発見した場合の行政への連絡を徹底。(環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、財務省)
- ・全国 31 空港における緊急点検を実施し、ヒアリと疑われるアリを発見した場合の行政への連絡と防除を徹底。(国土交通省)
- ・植物防疫におけるヒアリ調査への協力の徹底。(農林水産省)

○正確な情報発信

- ・国民の皆様からヒアリに関する問合せを受け付けるヒアリ相談ダイヤルを 10 月 21 日から毎日開設(環境省)
- ・地方公共団体等と連携して適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る。(全省庁)